

# 老人クラブ会員の方へ

平成25年5月  
発行 広島県警察本部  
交通部交通企画課

5月はある乗り物のマナーアップ強化月間です。

〇〇〇の中に入る乗り物はなんでしょう？

〇〇〇のマナーアップ！

ご協力  
お願いします。



正解は・・・

欄外に記載

**ヒント！**

みんなが気軽に運転  
できる乗り物です  
よ(絵も参考に)



手軽で便利な乗り物だけに、あなたのマナーが求められます。

## ルールとマナーを守って交通安全！

次の問題を参考にして、自転車の安全運転を心がけてみて下さい。(答えは欄外)

### 問1. 自転車の通行区分

自転車は原則として( ① )を通行。

(歩道は例外。)

また、( ① )を通行するときは( ② )を通行。

よそ見を  
しない



無理を  
しない

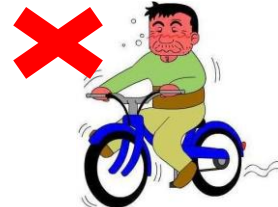
スピードを  
出さない

### 問2. 歩道での通行方法

歩道を通行できる時でも( ③ )が優先。

直ちに止まることができる( ④ )で通行。

(通行指定部分がない場合は、歩道の車道寄りを通行。)



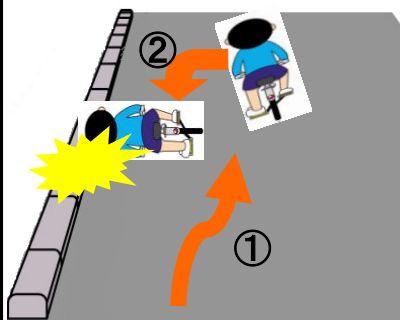
自転車は車両です。

ルールを守って安全に走行しましょう。

飲酒運転も絶対ダメ！！

## 自分の体調に合った運転を！

(交通事故の事故例)



上り坂を自転車で走行中に、バランスを崩して単独転倒し、運転者が亡くなる交通事故が発生しました。

### 交通事故防止のポイント

- ・体調が悪いときは、運転を控えましょう。
- ・上り坂等運転が困難な場所では、自転車を押して通行するようにしましょう。